

受領委任制度の導入について

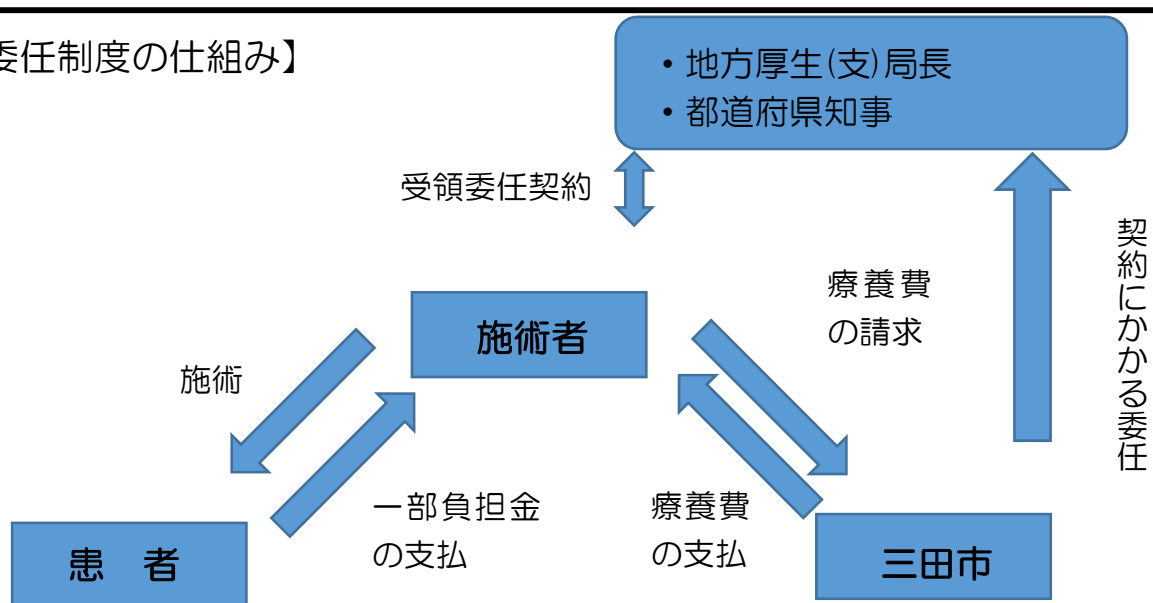
～はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術を行う皆様へ～

三田市国民健康保険では、平成31年4月施術分から受領委任制度の取り扱いを開始します。

受領委任制度とは

- ・はり、きゅう及びあん摩マッサージの施術にかかる平成31年4月施術分以降は、施術者が被保険者に代わって保険請求を行なうためには、「受領委任制度」への参加が必要となります。
- ・受領委任制度への参加には、地方厚生（支）局への届出が必要となります。
- ・受領委任制度の開始により、柔道整復と同様にはり、きゅう及びあん摩マッサージの施術についても、地方厚生（支）局および都道府県による指導監督が行われます。

【受領委任制度の仕組み】



申請先の送付先については平成31年4月1日以降施術分につきましても、今までどおり三田市国保医療課に提出ください。（今後、変更がある場合は別途お知らせいたします。）

お早めに地方厚生（支）局へ申出を

受領委任の取扱いを受けるには、事前に施術所の所在地（出張専門の施術者の場合は自宅住所）を管轄する地方厚生（支）局（都道府県事務所）へ申請（申出）書類を提出する必要があります。申請手続きで不明な点があれば、提出先の地方厚生（支）局へお問い合わせください。

受領委任の契約に当たっては「受領委任の取扱規定」の遵守が必要となります。取扱規定については、各地方厚生（支）局のウェブページに掲載されていますので、必ず内容をご確認ください。受領委任制度に参加する場合、**新たに申請書等の様式も定められました**ので、ご確認ください。

三田市 福祉共生部 国保医療課 (079-559-5049)